旧国鉄債務のJR各社強制負担問題に関する質問主意書

出者

提

坂

上

富

男

_

旧国鉄債務のJR各社強制負担問題に関する質問主意書

質 問 者は、 先に二二 口 にわ たり J R 各社 強 制 負 担 問 題に つい て、 憲法第二十 九条の憲法違反である旨 の質問

務等 の処理に関する法律」が成立した。 よって以下について質問する。

をしたのに対

Ļ

政 府

は、

合憲であると答弁し先国会で、

JR各社負担

,_ の、

日

本国有鉄道清算事業団

の債

- JR各社の負担についての態度と、 これからの見通しについて。
- J R 各 社 の負担金額を各社別に明示されたい。 これが遅延損害金の利率と起算点及び、 支払日につい

て。

- 三請求権者(訴訟提起の場合は原告)は、誰か。
- 兀 旧 玉 鉄 職 員であってJR社員となった者 \mathcal{O} 年 金給付に係る日 本鉄道共済組合 1の移換な 金につい · て は、 平成

八 年 \mathcal{O} 厚厚 生年金保険法等の一部を改正する法律」 (厚生年 金保険法等 部改正法) によって、 玉 鉄 改革

前 組 合員 (期間を計算の基礎として算定された額は事業団の負担とし、 国鉄改革後組合員期間 を計算 \mathcal{O} 基礎

として算定された額はJRの負担とすることで整理された経緯が存する。 しか して、 この平成 八年 -の厚生

年金保険法等一部改正による整理は、 JRが国鉄改革に伴って設立された民間企業たる新企業体であり、

更に 十九 る。 成 負担する債務の一部をJRに付け替えると言うものである。 生年金保険法等一部改正法」によって決着済みの事柄を一方的に反故にし、 中 五 条第 · 略) しか 年 JR社員は \dot{O} るに、 JRに求めることは 時 点で 項 \mathcal{O} 財 今次 J J R 設立 産 Ř 権 \mathcal{O} 東 0 日 日 侵害に当たらない 本 の際に新規に採用されたことに伴う確定的立 O本国 株式上場に際 (中略) 有 鉄道清算 公共の福祉 ものと考える」 して公にされ 事 業団 の実現のために合理的 の債務等 た目 と憲法第二十九条第二項を根拠 Ò ところで、答弁書によれば、 論 処理に関する法律」(今次法) 見書においても予定されていたところであ 法措置であり、 『な範』 事業団が日本鉄 囲内 0 ものであ このことは、 政府は に ý, 道共 は、 J Ř 既に 憲 済 \mathcal{O} 「 負 既に平 追 法 組 第二 担 合に 加 厚 負 を

的 担を正当化 1 に 玉 0 L 債 か (務) もこれに対する補償を行わないと言うのは明らかに憲法第二十九条第三項に反するも してい を負担させるという事 るが、 般 玉 民 \mathcal{O} 負担を減少させるため特定 は、 憲法第二十九条第二項 0 によ 民間 企業 ŋ 認 に め得る財 事 · 業 団 産 \mathcal{O} 債 権 務 \mathcal{O} 制 (すな) 約 とは 0) ゎ な 5 言えな 実質 ので

公共の福祉に適合するように法律で制限しうることを定めたものではあるが、 佐 藤 労 「ポケット註釈全書憲法 上 〔新版〕」 有斐閣では、「憲法第二十九条第二項は財 それは何らか で が 財 産権 産 \mathcal{O} 内容を 権 の内

ある。

ため で特 じ趣旨で 制 すなわち私益と公共の必要すなわち公益とを調節するための制度として、 に定めなければならず、 容を法律により一 正 限 定の 当な補償」 \mathcal{O} を許 制度として、 者 あると思わ す \mathcal{O} 根拠とは 財産 を与えなけ 般的に定めうることの根拠を示 権 れる。 を公共 なり 国が えず、 それが本項の規定である。 公共の必要のための 本 ればならないとするものである」 0) 件は、 ために また、 憲法 制 特 限 第二十九条各項 L 定 たり剥奪 0 者 個人の \mathcal{O} 財 したも すなわち、 Ĺ 産 財産を用いるには たりする必要があるとすれば、 権 いずれ を剥 のであり、 とされてい 奪することを許 に 本項は、 ŧ 特定の者に現に 違反する憲法違 無償で没収することは 右のような場合に、 るのである。 また他の者との す 根 拠ともなりえ 属する財 その 学説 反と思料され 場 衡平を維 通 説 産権 個 合 許されば は、 な 人 \mathcal{O} 根 \mathcal{O} に対する るが 持 財 ほ 拠 そこ ぼ する 産 を 如 別 同 権

五. 財政 は れ 本質を異にするから、 ていることをも指 ま Ĺ た答弁書は、 の措置を講ずるに過ぎず、 日本鉄 摘す ·るが、 他 道共済組合における給付 の被用者年金制度から日本鉄道共済組合における給付財源 他 一の被用・ その不足分 者年金制度からの支援は、 (清算事業団 対源(の不足につい の債務) を民間企業に強制 国に認められ 7 他 0 被用者年金制度か る裁量権 的 の不足に対する支援 に負担させる事 \mathcal{O} ら支援 範 拼 に が お 行 7 わ 7

何

が 行 わ れるという事をもって、 憲法第二十九条の合理性を理 由 付けることとはならない 0) である。 よって

これ が 合理 性 \mathcal{O} 範 井 内 であるとの主張 は 誤 ŋ で あ る。 如 何

六 政府 は 事 業団に残る資産等が乏しくなり事 業団における資産等による債務等の処理が困難となった事 態

み、 に 対処して、 平成八年十二月に、平成十年度より事業団の債務等の抜本的な処理を実施することを閣議決定し、 当該債務等 の抜本的な処理方策を早期に策定し実施することが緊急 の課題となったことに鑑 さ

5 に平成 九年十二月の閣 議決定において、 昭和 六三年一月の閣 議決定にいう 「本格的な処理」として、 事

業団 0 整 一理を前提とした上、 事業団 の債務等の抜本的 な処理方策を初めて策定するに至ったという。

L

カン

L

なが

, c

事

業団

に

残る資産等が乏しくなり、

事

· 業 団

に

おける資産等による債

務等

 \mathcal{O}

処

理

が

困難

غ

な ったと言う事 態 は 旧 玉 鉄 職 員であってJR社員となった者に係る年 -金給付 に係る日 本 .鉄 道 共 済 組 合 \bar{O}

移換金に つい て 「厚生年金保険法等一 部改正法」による整理が行われた当時、 既に存在して *(*) たのであ

る。

法 そうすると今般の事業団の整理と言う事情が生じたことによって、 により整理確定された権利を一方的に変更する立法には違憲性を否定し得ない 既に 「厚生年金保険法等一 ものがある。 部改正

債務 的に前提を異にするものである。この点についての見解は、 言う 要するに事業団 事 \mathcal{O} 償 情 還、 \mathcal{O} 発生によって事 弁済: |の債務 等が 玉 は実質的 \mathcal{O} 責任に 情変更による合憲性が保持できることとはならな に国 お **\ てなされるべきことは否定し得 の債務であり、 事業団 如何。 の整理を行うか否かに ない のであ \ <u>`</u> 最高 る か か か 裁判例と本件 ら、 わらず、 事 業 寸 事業 \mathcal{O} 整 は 実質 団 理と \mathcal{O}

七 関係 の下で 追 カ 加 という点において、 答弁書で政府は、「今般の措置と平成八年の措置とでは 負担 で問 (中略)、 をする事 題 『が生じることはない』 新たに今般の措置を講ずることとしても、 は 憲法に違反するものと理解してよ その事 ·情を異にするものであり、 と答弁しているが、 事 1 業 か。 したがって、 団 (中略)、 憲法第二十九条第一項及び第二項 が 如 何 解散しない 事業団の整理を前提としてい このような事情の変更が で、 存続したままJR $\widehat{\mathcal{O}}$ 生じた状況 規定 各 るか否 社 との 0

1 憲になると言うことは、 ような国が か。 事 業団 民法第一条第三項 0 ~一方的 解散 は に裁量できめれば、 国が一方的にその裁量で決定した事で、 国の勝手がま (権利 ノ濫用 それまで憲法上問題があり、 かり通る事になり憲法上の財 ハ之ヲ許サス) の権利濫用ではない J R の関与する余地 あるい 産 権 \mathcal{O} 保障 か。 は憲法違反であったものが、 は、 は 又 なかったのである。 民法第一二八条 無意味になるのでは (条件 この 合 な

八

付き権利の侵害の禁止)にも該当し無効であると思料されるが如何。

九 JR各社で、これが負担を拒否するには、正当の理由があると確信するものであるが、政府とJR各社

と話し合いが成立しなかった場合は、訴訟提起によって、 負担の履行を求めるのか、 求めるとすれば、

何

時を予定しているのか。訴訟は避けるべきであると思うが如何。

右質問する。